

水稻單作地帶の問題に關する若干の考察

稻 葉 泰 三

一般に一毛作田地帶の農家は水稻單作であるため、供出、物價、租稅等に於て不利な條件の下にあり、著しく其の經濟が悪化したと云われる。然しこのことは單作地帶一般の狀況であるか、又他の地帶は果して有利な條件にあるかに就ては必ずしも明らかにされてゐない。本稿は之等の點に就て、若干の考察を試みたものである。

一、水稻單作地帶及び單作農家

水稻單作地帶とは一毛作田が耕地の大部分を占むる地帶で、農家の大部分が水稻單作農業を営む地帶をいう。故に北海道、東北及び北陸地方に其の代表的地帶がある。水田は水の關係から集團的に存在する場合が多い。特に一毛作田は、水其の他の自然的條件による場合が多いから集團的に存在する。従つて、單作農家（水稻單作以下同じ）も亦集團的に存在する。單作地帶問題（水稻單作地帶以下同じ）が地域的問題としてとりあげられた主な理由であらう。しかし斯る地帶の農家必ずしも單作農家ではない。

散地經營を営む場合、農家は相當遠隔の地に耕地を求めるからである。然らば單作地帶は之を如何に考へべきであるか。このことは對策を考える場合先ず考へねばならぬ問題であると思ふ。

昭和二年四月一六日臨時農業センサスによれば、農家戸數五百六十九萬七千戸、うち米作農家四百八十五萬三千戸、八五％であるが、米作のみを営むものは十七萬八千戸、農家總數の三％で米作農家の三・六に過ぎない。^(農一)この大部分は單作地帶にあるとしても、問題となるには餘り少な過ぎる。

單作問題發生の原因の一が米の供出にあるとすれば、自給農家は一應之を除外してよいであらう。同時に地帶の如何に拘わらず米に依存する農家が問題の對象となる。前記センサスによれば米作人口二千九百三十九萬人、一戸平均六人である。保有米一人一日四合平均とすれば一戸當り八石九斗、反二石の收量とすれば四反四畝の水田を要する。今米作面積四反五畝以下を自給農家と假定すれば供出農家約二百三十五萬戸、米作農家の四十八％となる。『食糧管理年報』によれば、二十二年六月一日現在完全保

有米作農家二百二十三萬戸、米作農家の四十五%である。供出農家は全體四反五畝以上の米作農家と見て太過ないだろう。

昭和二十二年八月一日センサスによれば、農家戸數五百九十萬戸の中、稻作收入の現金收入中に占むる割合四割以上の農家以下稻作收入農家と略稱(二百五萬戸、約三五%である。今この比率を前記二・四・二六センサスの農家戸數に適用すると、其の稻作收入農家は百九十八萬戸となる。稻作收入農家の耕作面積は不明であるが、自給農家は之を含まないのであるから全體完全保有農家と見て、之を米作付面積の廣狹別農家戸數と比較照合して見ると、其の五反以上の農家數より約二十六萬戸少なく、七反以上の農家より約五十萬戸多い。全體米作五一六反歩以上の農家が、之に含まれるものと考えられる。然るに當時の農家一戸當り、耕作面積は八反七畝であるから、かかる農家は大部分水田地帯にあるものであらう。之を知るべき適當な資料を缺くのであるが、第一表に二二・八・一センサスにより耕地と稻作收入農家の分布狀態を示す。

(第一表備考) (1)『農林統計月報』一一一號及び一一八號に依る。耕地總面積は五〇一一四町歩農家戸數五九〇七四戸。

(2) 北海道を除く一毛作田の割合六三・二%。

(3) 稻作收入農家とは、生産物販賣額中稻作收入四〇%以上を占むるもの。

自給農家とは生産物の八〇%以上を自家消費するもの。

其の他收入農家とは麥作、甘藷、馬鈴薯作、雜穀作、蔬菜作、工藝作物作、果樹園藝、其他の作物、養蠶、養畜、收入

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

の各々が生産物販賣收入中四〇%以上を占むる農家、及び之等の收入及び稻作收入の何れもが四〇%に充たないもので、自給農家でないものの合計。

二種目の收入が四〇%以上の場合には、労働段下層の多い作物に計上されている。

即ち耕地面積の五七%が田であり、其の六六%が一毛作田である。就中北海道、東北、北陸及び關東の一部に多い。其の他の地方に於ても少くても三十%、多い地方は八十%、大體五十%内外は一毛作田である。故に米作農家の過半数は多かれ少かれ、一毛作田に依存するものと見てよい。又稻作以外の收入に依存する農家(即ち其の他收入農家)の多少は畑の多少に一致するが、如くである。このことは裏作收入の表作收入に及ばざることを示すものであらう。即ち二毛作地帯と雖も、水田を主とする限り稻作收入に依存するのである。唯大阪、兵庫、奈良等に於て畑の割合少なきに拘らず其の他收入農家の割合が比較的多い。之は自給農家の多少とも關係があり、一概には云い得ないが、蔬菜、工藝作物等高價な特殊作物が裏作として可能なため、表作を上廻る農家があるからであらう。

要するに單作地帯は全國にあり得るか、眞の單作農家は甚た少く、單作地帯の農家必ずしも單作農家ではない。又二毛作地帯の農家と雖も亦供出制度の影響を強く受ける筈である。故に、この問題は單に一部單作地帯の問題ではなくて、米作を主とする農家で米の供出を行う農家全體の問題ではなからうか。

(註一)『農林統計月報』第九十一號。

第 1 表 耕地と稲作収入農家の分布

地方別	田面積	耕地面積 に対する 田の割合	田のうち 一毛作田 の割合	稲作収入 農家	同数に對す る割合	同農の 割合	自給家 の割合	同収入農家 の割合	其他家 の割合
	千町	%	%	千戸	%	%	%	%	%
總數	2,849	56.9	66.5	2,054	34.8	47.6		17.6	
北海道	153	20.6	100.0	53	26.0	25.9		48.1	
青森	64	54.6	100.0	36	33.4	50.3		16.3	
岩手	62	49.7	99.9	36	31.5	53.2		15.3	
宮城	99	72.4	99.8	56	48.5	44.5		7.0	
秋田	99	83.1	100.0	60	56.8	37.9		5.3	
山形	96	75.1	99.8	53	49.4	42.8		7.8	
福島	96	56.8	93.5	60	38.0	45.1		16.9	
茨城	90	45.1	93.6	74	37.1	37.1		25.8	
栃木	71	55.2	63.6	50	42.4	35.3		22.3	
群馬	33	32.1	33.5	25	20.4	45.3		34.3	
埼玉	64	44.4	75.3	51	30.8	40.0		29.2	
千葉	98	57.0	97.1	72	40.6	37.3		22.1	
東京	7	21.3	88.0	2	3.9	58.7		37.4	
神奈川	17	32.5	75.7	9	11.8	53.5		34.7	
新潟	175	79.5	98.9	113	53.2	41.5		5.3	
富山	74	92.4	44.7	55	67.8	27.8		4.4	
石川	49	61.4	76.1	38	45.2	47.6		7.2	
福井	45	87.8	88.2	35	50.9	41.9		7.2	
山梨	16	36.5	37.9	11	14.5	69.0		16.0	
長野	72	46.5	75.5	52	23.6	57.2		19.2	
岐阜	59	69.3	48.9	41	29.9	60.1		10.0	
愛知	53	49.0	61.7	38	20.6	54.5		24.9	
三重	84	63.1	49.3	71	34.0	47.1		18.9	
滋賀	65	73.0	51.9	50	37.1	51.8		11.1	
京都	60	90.6	50.0	59	61.3	34.5		4.2	
大阪	36	77.0	50.6	21	26.0	63.0		11.0	
兵庫	34	82.7	32.8	30	35.1	48.9		16.1	
奈良	92	87.9	36.3	85	44.0	45.7		10.3	
和歌山	27	78.2	39.9	26	38.2	51.5		10.3	
鳥取	27	67.4	38.4	22	25.8	51.5		22.7	
島根	41	73.4	42.4	21	38.3	47.8		13.9	
岡山	62	75.8	82.2	31	29.3	63.9		6.8	
廣島	107	75.4	40.4	67	39.4	45.5		15.1	
山口	93	72.8	53.6	56	29.3	57.6		13.1	
徳島	79	82.0	41.2	52	42.9	46.3		10.8	
香川	45	59.4	37.1	20	25.7	51.2		23.1	
愛媛	47	77.7	7.9	33	37.5	42.0		20.5	
高松	39	55.5	32.7	30	21.6	60.1		18.3	
福岡	31	63.6	52.4	25	28.8	56.8		14.4	
佐賀	97	83.0	17.7	78	49.7	39.7		10.6	
長門	50	82.0	24.4	45	60.1	32.2		6.9	
熊本	29	41.1	56.4	18	16.4	54.3		29.3	
大分	70	57.4	28.1	71	45.6	30.9		23.5	
宮崎	50	67.0	39.8	44	34.2	48.0		17.8	
鹿児島	43	54.3	44.9	32	31.5	48.4		20.1	
鹿兒島	50	38.1	53.1	27	11.6	70.7		17.7	

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

(註2) 右に依れば米作農家戸數左の通り(單位千戸)。

(米作面積別)

(業 態 別)

〇 一反	三二九	米作のみ	一七八
一 一二	五五五	米麥作	三八三
二 一三	五七九	米、甘藷作	二六
三 一四	五七四	米、馬鈴薯作	一八四
四 一五	五〇五	米、麥、甘藷作	五五三
五 一七	七六六	米、麥、馬鈴薯作	四二四
七 一〇	六八六	米、甘藷、馬鈴薯作	一六〇
一〇 反以上	七九三	米、麥、甘藷、馬鈴薯作	二、九四一
計	四、八五三	計	四、八五三

但し四反―五反は五〇五千戸の半數を四反五畝以上と假定、算出す。

(註3) 『食糧管理年報』二十三年版。

二、耕作放棄と單作地帯

農業經營の目的は利潤の獲得にあるが、土地が生産手段の大部分を占める場合は、特に地代が農家の關心事となる。このことは散地經營であることと關連して農家の耕作面積の擴大、又は縮小となつて現われる。唯農家の經濟が、自給自足的性格を持つために農家の個人的條件に左右され、甲農家の擴張が乙農家の縮小となつて現われる場合が多く、普通は耕作規模別農家の變動として注意されるに過ぎない。然し農業が不利となれば、耕地を擴大す

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

る農家より縮小する農家が多くなり、荒廢地が生ずる。耕作放棄は農家のとる最後の手段であるから、凡ゆる問題を含み、其の數は少ないとしても持つ意義は大きい、故に單作問題の性格を知るには最も適當な資料である。終戦後耕作放棄が、注目を惹くに至つたのは昭和二十二年以後のことであり、單作問題の發生と時を同じくする。然し餘り調査されていない。

第2表 耕作放棄原因別農家戸數及び面積

原因	戸數 (%)	面積 (%)
供出の過重	13.0	19.0 (田10.5 畑 8.5)
税金の過重	3.7	10.0 (1.4 8.6)
供出の税金	35.4	39.0 (16.3 12.7)
其の他	47.9	42.0 (16.6 25.4)
計	100.0	100.0 (44.8 55.2)

とは甚だ困難であるが、供出及び税金の過重を以て其の原因に意識されているものが約半數を占める。田畑別に見ると、供出に關する限り田に多いようであるが、租税に關しては畑に多い。

農林省の調査によれば耕作放棄によつて荒廢に歸した耕地は、災害に基くものを除き、田六百二十二町、畑七百六十三町、計千三百八十五町、放棄した農家八千五百五十五戸で其の原因別内譯は第二表の如くである。

耕作放棄は農家のとる最後の手段であるから各種の原因の綜合的結果であつて、之を單獨の原因に分析することは困難である。

其の他の原因では斷然畑が多い。之が地方的分布は、次の通である。

供出過重を原因とする田百四十五町の内、青森縣の二十六町が最大で大阪、山口、廣島の府縣が十三町乃至十五町、北海道十一町、富山縣九町、千葉縣七町が之に次ぎ他は極少數である。

畑は百十七町の内北海道の七七町を除けば大阪府の十町、千葉縣の五町が目立つのみで他は極少數である。

税金の過重を原因とする田は二十町步で、内北海道が八町步を占め、埼玉縣の二町七反京都及び大阪府の二町が多い方である。同畑は百十九町の内北海道が七十一町を占め、他は茨城縣三十二町、靜岡縣十町が大部分を占める。

供出及び税金の過重を原因とする田は二百二十五町で茨城、千葉、岐阜、滋賀の諸縣が特に多く二十一町乃至二十六町、北海道及び群馬、千葉、京都、奈良、岡山の諸府縣が十町乃至十六町、福井、愛知、大阪、兵庫の府縣が六町乃至八町で之に次ぐ。

同畑は百七十六町の内八十二町は北海道に見られ、千葉縣三十三町、埼玉縣七町、奈良縣の五町で之に次ぐ。

之を要するに地方に依つて異なるが、概して畑の多い府縣に於て畑が多く、田の多い地方に於て田が多く放棄されたと云うに過ぎない。供出に關しては田が稍多く、租税に關しては畑に多く、農家經濟の逼迫の程度が、特に單作地帯が甚しいと云う結論は出て來ない。

次に其の他の原因による放棄の田二百三十町は、滋賀縣の三十五町を最大とし、青森縣二十八町、富山縣二十四町、京都十九

町、岡山十八町、北海道十三町、宮城十二町之に次ぎ秋田、千葉、岐阜、愛知の諸縣が六町乃至九町が多い方である。

同じく畑は三百五十一町で内七十七町は北海道に見られ、京都村五十八町、靜岡縣四十四町、岐阜縣三十九町、宮城縣二十四町、岡山の十五町が多い。

こゝに云う其の他の原因の内容は不明であるが、耕作放棄は各種の原因の綜合的結果であるから、供出、租税と無關係ではあり得ない。而してそれが畑に多いことは注意すべき事項である。

農家の經濟に影響を及ぼす原因が同一であつても其の地方、其の農家の事情によつて受ける影響が異なる。或地方で荒廢に歸する放棄地でも他の地方では耕作され、或農家が放棄する場合他の農家が之を耕作する場合がある。之は單なる

第3表 農地繼續放棄原因別家戸數及面積の割合

原因	戸數 (%)	面積 (%)
供出の過重	16.8	23.3 (田14.4 畑8.9)
租税の過重	4.1	7.9 (畑1.7 田6.2)
供出及租税の過重	55.0	46.6 (田30.8 畑15.8)
其他	24.1	22.2 (田13.9 畑8.3)
計	100.0	100.0 (田60.8 畑39.2)

耕地の移動に過ぎないが、それが甚しければ之を放棄地の「繼變動」も亦甚しかつたことを示す。この資料は之を放棄地の「繼

承」として掲げてある。次ぎに之を見よう。唯從來斯る調査を缺くため、單作問題發生以前の狀況と比較し得ない。

災害を除く繼承面積は田一千五百五十五町、畑五百六十五町、計一千六百二十町、放棄戸數八千九百五十九戸である。其の原因別割合は第三表の通りである。

供出の過重を原因とする田二百四十八町の内、山形縣の六十一町が最高で、新潟及び熊本縣三十餘町、山口縣二十三町之に次ぎ、千葉及び岡山縣十一町前後、広島、三重、栃木の諸縣の七、八町が多い方である。

同畑は百二十七町で内八十九町は北海道、他は栃木縣七、二町、熊本縣七町、群馬、千葉及び長野の諸縣の二町台が重なるものがある。

租税の過重を原因とする田は、繼承の場合も荒廢の場合と同様畑より少なく、三十町歩で山形縣の六町、北海道及び新潟縣の五町、山口、兵庫兩縣の二、三町が主なものである。

同畑は九十七町であるか、内七十二町は北海道か之を占め、茨城の十七町が之に次ぎ他は千葉、栃木、兩縣の二、三町が主なものである。供出租税を原因とする田は五百三十四町で茨城、栃木、千葉、岐阜、大阪の諸府縣の四十餘町が最大で滋賀縣三十五町、新潟、奈良、島根、熊本の二十餘町、神奈川、福井、愛知、三重の諸縣が十餘町、北海道及び石川、京都、岡山、山口、徳島、佐賀の諸縣が五町乃至十町である。

同畑は二百二十一町、内九十三町は北海道にあり、他は千葉縣三七町、栃木及び神奈川兩縣の十九町、熊本の十町が之に次ぐ。

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

其の他の原因によるものとしては田二百四十町の内、岡山縣の三十町が最大で滋賀縣の二十四町、山形縣及び山口縣の二十三町か之に次ぎ福岡、熊本、兵庫及び三重縣の十餘町、岐阜、山梨、埼玉千葉及び青森の諸縣の五町乃至十町が主なものである。

同畑は百十九町の内、北海道の六十八町歩を除けば栃木縣の五町、千葉縣及び福島縣の四町が最大で他は埼玉縣、東京、長野、愛知、徳島、宮崎の諸縣の二、三町が大きなものである。

以上荒廢、繼承兩者を通じ供出に關する限り田に多く、租税に關する限り畑に多い。其の他の原因に於ては、荒廢したものは畑に多いが、單なる移動は田に多い。又荒廢したものは田畑の間は人差ないが、單なる移動は田が著しく多い（詳し）。このことは、現在の諸狀態が稻作農業に影響する所が大きいことを示すと同時に、或農家が耕作を放棄しても他の農家か之を耕作し得る條件にあることを示すものである。故に如何なる農家が放棄し、如何なる農家か之を耕作するか、更に検討を要する所であるが適當な資料を持たない。前掲資料により山形縣の事例を次ぎに示す。

耕作放棄のあつた村十四、放棄戸數三百五十二、概して耕作面積の大きなものに多い。即ち經營面積三反未満三戸、三反―五反十九戸、五反―一町五十戸、一町―一町八十七戸、二町―三町八三戸、三町―四町七十二戸、四町―五町二十九戸、五町以上四戸である。其の放棄田面積九十一町一反で、大部は繰延のないもの、地理的に不便なもの、反當收量の低いものとなつてゐる。之を原因別に見ると、供米過重六十七%、租税過重七%、其の他二十六%で、其の他に屬するものの大部分は勞働力不足である。こ

の場合の勞働力不足は雇傭勞働の不利を意味する。即ち、勞賃の騰貴に加え現物給與を伴うため現在の供出量及び價格では、雇傭困難とするものである。

之等放棄地を繼承した農家(但し前記十四ヶ村の内一ヶ村を除く、十三ヶ村の状況である)は村内百八十四戸、村外百二十戸、計二百八十六戸で大體耕作面積二町以下の階層に繼承者が多い。このことは放棄の場合と異なるところ、最近の小農家増加の傾向と一致する。

第4表 耕作面積別繼承農家戸數

耕作面積	戸數	同割合	1戸當力 1勞	1戸當面積 1繼承
3反未満	34	11%	2.7	1.9
3—5反	36	13	2.7	2.2
5—10反	97	34	3.6	2.2
10—20反	100	35	3.9	2.0
20—30反	16	6	3.7	2.0
30—40反	3	1	4.0	3.2
計	286	100	—	2.1

(前掲資料より作成)

稻作農業に限らず自給自足的な性格を持つ農家經濟に

あつては、經營の打算是自家勞働に對する報酬と家計費とをにらみ合せて爲されることは當然であつて、勞働報酬を決定すべき條件が外部から與えられ、雇傭條件が不利となつた場合、自給を強化することは當然であつて、曾て農村經濟更生運動の主要な題目であつた。最近水田の畑地轉換の聲を聞くが、右の理由から當然

と考えられる。この反面、畑作農家の水田獲得も亦盛んである。之等繼承農家が其の代償として反當り米又は大豆二—三俵、多いものは五俵、現金の場合には二千圓乃至二萬圓を支拂つているもの六ヶ村、無償のもの六ヶ村である。繼承農家の經營事情は不明であるが、村の所有地から見ても、恐らくこの代償を支拂つたものは村外の畑作農家に多いと思われる。代償金額の多少を判斷すべき資料を持たないが、何れにせよ競争の結果である。然しこのことは畑作農家の經濟の餘裕あることを示すものではない。この縣には畑の耕作放棄は皆無であるが、之は調査の不備と思われる。繼承された場合を放棄と見るならば畑の放棄も相當ある筈である。例へば、事例の高瀬村の如き隣村と田畑の交換が行われた事實があり、水田農家が代償を支拂つて畑を獲得した例もあつたと聞いている。

以上耕作放棄を通じて知り得たことは次の通りである。

供出の過重を原因とする放棄は田に多いが、租税の過重を原因とするものは畑に多い。其の他を原因とする放棄は、荒廢したものでは畑に多いが、單なる移動に於ては田に多い。全體を通じて見れば畑よりも田に多く、調査の不備もあるが、現在の諸條件が畑よりも田に強く影響している如くである。然しこれは單なる移動が畑よりも田に多いことに因るものであつて、同じ稻作農家の間に移動のあつたことを示すものである。即ち大農家の放棄、小農家の繼承がそれである。これは一種の經營合理化であつて、而も耕地獲得のためには小農の間に相當競争のあることは、米又は金銭による代償支拂から之を知ることができる。要するに、この

資料によつては單作地帯は勿論、水田地帯一般が不利な條件の下にあるとは結論し得ない。然し、或る條件の下にある農家が不利な立場にあることは確かで、即ち問題は地帯にあるのではなくて農家にあるのである。唯この場合各縣によつて著しく事情が異なる如くである。これは調査の不統一によるものであるが、事實をそののであるかは尙研究を要するところであるか、之は今後の調査にまつより外にない。

(註1) 『農地改革資料』第四二號による。原因のその他の内容は不明であるが事例調査では、雇傭條件の變化が主なるものとなつてゐる。

(註2) 耕作放棄の原因としては風水害、陥没の如き自然的條件の變化、轉業、家族構成の變化の如き農家の個人的條件の變化、物價、供出、租税の如き社會經濟的條件の變化が考えられるが、其の各々の農家に及ぼす影響は農家の持つ條件によつて異なる。例えば闇販賣が可能で有利な場合は、價格や租税よりも供出量が強く意識されるであらうし、然らざる場合は反對に價格や租税が強く感ぜられるであらう。災害にしても甲農家が復舊可能な場合であつても、乙農家は不可能な場合があるが如くである。

(註3) 調査事項に對する理解の仕方、關心の程度、調査方法等各地方必ずしも同一であるとは思われない。従つて絕對數其のものの眞實性に就いては疑問がある。然し同一地方の田畑の相對的傾向は或程度信用して良いと思ふ。

(註4) 田畑總面積の割合よりすれば、荒廢に歸した畑の割合水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

は田より多い。この畑の中には戦後の開拓地(非農家の分を含む)が多いと思われる。之を除けば或は田が多いかも知れぬ。この點尙考究を要する所であるが不明である。

三、主食の供出及び租税負擔の推移

耕作放棄の主な原因は租税及び供出の過重であつた。終戦後に於ける主食供出の状況は次の通りである(第五表)。

第五表 終戦後における主食の供出状況

年次	生産高	同対上 に割當 する高	同買入 高(%)
(1) 米(單位・千石)			
昭和20	39,149	67.8	50.3
21	61,386	45.9	47.4
22	58,652	52.1	51.2
23	62,347	49.1	52.0
(2) 麥類(單位・千石)			
昭和20	13,881	65.6	56.8
21	9,308	56.0	50.5
22	12,091	50.1	45.0
23	14,829	42.3	44.0
(3) 甘藷(單位・百萬貫)			
昭和20	1,039	53.5	37.4
21	1,470	45.9	48.0
22	1,177	49.0	45.7
(4) 馬鈴薯(單位・百萬貫)			
昭和20	471	91.2	44.5
21	469	46.9	51.2
22	513	46.5	50.7

(備考) (1) 食糧管理年報及び月報による。
(2) 米の買入には雜穀及び代替諸類を含む。二三年は七月現在。
(3) 麥類の買入には代替物を含む。二三年は六月現在。

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

供出量は種々の條件によつて定まり、單に其の生産量に對する割合の大小によつてその輕重を判斷し得ないが、米に關する限り二三年以降強化されたことは明らかである。しかし米のうちにには雜穀、諸類を含むから供出の強化が稻作農家だけに負擔せしめられたとは云えない。稻作農家と其の他の農家とに於ける供出の

第6表 農家一人一年間に食べた主食量 (米換算單位・斗)

經營規模別	北海道	内地
5 反未満	12.3	13.1
5—10反	13.1	14.9
10—15	13.4	15.7
15—20	19.0	16.5
20—30	14.4	16.8
30—50	15.3	18.3
50—100	14.9	18.5
100 反以上	13.0	—
平均	15.2	14.8

備考

1. 農林統計月報 120 號「農家主食消費量調査」による。
2. 農家保有米 1 人 1 日 4 合とすれば 14.6 斗となる。

強弱を決定することは、甚だ困難な問題で今之を明らかにし得ないが、實收量及食率の決定の困難な事情に鑑み、農家により又は地方により不均衡のあることは考えられる。農家の主食消費量によつても之を思わせるものがある。主食消費量は配給勞務加配等の關係もあり、之を以て直ちに農家の主食保有量を推定し得ないが、地方によりまた、農家の耕作面積により差異あること

第7表 直接國稅の負擔狀況 (カッコ内は指數)

年次	内國稅額	内所得稅	農所得稅
昭和 20	11,254 (100)	4,034 (100)	584 (100)
21	41,706 (371)	28,927 (719)	7,417 (1,270)
22	187,122 (1,662)	123,802 (3,069)	31,400 (5,377)

備考 農林省官房調査課「農林漁業課稅負擔に關する資料」による。

が認められる(第六表)。
租稅も亦二三年に著しく増加した。直接國稅の負擔狀況は第七表の通りである。(單位一〇〇〇圓)

感をも與へたに相違ない。昭和十九年に於ける國民所得中に占める農家(林業漁業を含む)所得の割合は十八%、二十年には二十八%に増加したが、其の後年々二十五%、二十三%と減少しつつあつたときだけに其の感しも當然である。ところでこの所得稅の増加が、特に單作地帯に於いて重かつたか否かを見るために次の第八表を掲げる。

租稅は戰後著しく増加したが就中所得稅の増加が著しい。昭和二十年の所得稅中農業所得稅の占める割合は十五%であつたが同二十二年には二十五%に増加した。この負擔の他産業又は職業に比して輕重の判斷は別としても、米の供出の強化と租稅負擔の増加と時期が一致したことは相當農家に壓迫

第 8 表 農 業 所 得 税 賦 課 状 況

種 類	調査戸數	田畑面積	扶 養 控除者	更正決定 所 得 (反當)	申告所得 に對する 倍率	更正決定 所得に對する 所得税割合
(1) 昭和 22 年度						
水田單作	303	13.1		37,620 (2,872)	1.39	23.2
〃二毛作	535	9.3		39,370 (4,233)	1.46	20.8
畑 作	159	10.1		36,857 (3,649)	1.56	22.7
近郊蔬菜	25	10.5		62,815 (5,999)	2.69	35.8
養 蠶	29	11.4		39,362 (3,453)	1.46	23.3
酪 農	8	2.1		66,264 (5,970)	1.68	35.8
(2) 昭和 23 年度						
水田單作	247	10.7	4.3	83,425 (7,797)	1.21	17.0
〃二毛作	429	9.9	4.7	90,495 (9,141)	1.31	18.0
畑 作	162	18.1	4.9	89,737 (4,958)	1.30	16.0
果 樹 作	26	6.1	3.8	123,698 (13,300)	1.24	25.0
養 蠶	11	8.1	4.2	85,070 (10,626)	1.47	20.0

備考 (1) 前掲農林省官房調査課資料による。

(2) 23 年度所得額には兼業所得を含む。

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

第 9 表 地方別單作經營の反當更正決定所得額

昭 和 2 2 年				昭 和 2 3 年			
地 方	戸 數	反當所得		地 方	戸 數	反當所得	
		戸	円		戸	円	
東 北	69	2,179		札 幌	5	2,167	
関 東	26	2,943		仙 臺	27	6,173	
北 陸	104	2,733		東 京	6	6,060	
東 山	15	3,309		關東、信越	56	7,159	
東 海	22	3,885		金 澤	27	8,679	
近 畿	23	3,961		名古屋	29	8,258	
中 國	25	3,507		大 阪	21	11,005	
四 國	10	5,178		廣 島	38	12,311	
九 州	7	3,489		高 松	21	9,936	
				福 岡	4	10,922	
				熊 本	13	7,546	
計 (又は平均)	303	2,872		計 (又は平均)	247	7,797	

備考 23 年の地方は財務局管轄區域

所得額決定に問題があるが、同表による限り特に單作農家が重
いと云えない。地方別單作經營の更正決定所得額(反當)は第
九表の通りで収量、物價等を考慮すれば傾向的には甚しい不均衡
があるとも考えられない。

同一地方に於ける經營種類別の所得額には疑問がある。然し調
査戸數が少くないこと、農家の所在地、作物の種類等が不明である
ことから、決定的なことは云えない。次ぎに参考のため東北及び
近畿地方を摘記する。(第一〇表)

第 10 表 東北及び近畿における更正法定所得額の申告額に対する倍率

(1) 東 北

種 類	戸 数	耕 作 面 積	更正 法定 所得 (反當)	申告 する 率
(イ) 昭和 22 年				
水田單作	66	16.6	2,179	1.38
◇二毛作	49	16.7	2,358	1.58
畑 作	18	10.7	1,962	1.31
近郊蔬菜	5	16.5	3,442	1.67
(ロ) 昭和 23 年				
水田單作	27	12.8	6,173	1.21
◇二毛作	1	19.5	5,194	1.30
畑 作	4	8.5	10,126	1.32
果 樹	1	10.0	6,650	1.03

(2) 近 畿

種 類	戸 数	耕 作 面 積	更正 法定 所得 (反當)	申告 する 率
(イ) 昭和 22 年				
水田單作	23	7.4	3,961	1.38
◇二毛作	87	8.2	4,976	1.48
畑 作	3	18.1	4,351	1.22
近郊蔬菜	5	6.7	8,151	1.89
(ロ) 昭和 23 年				
水田單作	38	6.5	12,311	1.18
◇二毛作	53	8.6	9,294	1.31
畑 作	7	6.0	14,019	1.44
果 樹	2	15.0	5,631	—

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

(備考) 兩地方を通じ 23 年は近畿は廣島財務局管内、東北は仙臺財務局管内

所得税の輕重は所得の査定に係るところであるが、水田地帯は一般に耕地整理が行われ、收量査定が比較的容易であり、單作の場合には特にそうであることが他に比し、所得税の重い原因であると云われる。然し所得査定に關價格が關與する限り、其の價格と量によつて影響されるから、斯る一般原則は變更される。同一地方に於ける同種經營であつても、關取引の有無により不均衡が生じ得る。斯る關取引に就ては、前掲の如き一般的統計資料では明らかにし得ない。

(註 1) 近藤康男「供出制度に關する基礎的研究を望む」食糧管理資料月報第四號
(註 2) 官房調査課「農林漁業課稅負擔に關する資料」

四、水稻單作農家の經濟

耕作放棄又は耕地移動の有力な原因は、供出及び租税の過重にあることは一應認められる。然し單作地帯或は稻作農家に特にそうであるとは、この資料によつては之を明らかにし得ない。唯耕地の移動が畑よりも田に多く、現在の諸條件が畑作よりも稻作に合理化を強要していると思われるだけである。このことは、稻作が畑作よりも不利であるようにも思われるが、稻作農家全體が不利であることを意味しない。甲農家の耕作放棄が、乙農家の耕地の擴張を意味するからである。故に、單作地帯の農家經濟の實態に就て考察して見たいと思う。

水稻單作農家の經濟は勞働分配から不均等であり、收入が一時に偏する等の不利がある。斯る條件の下に農業が成立するか

否かは米價によつて定まる。米價は二十二年以來バリー方式によつて定められ、他の物價の基準となつてゐる。従つて單作地帯の農家經濟の檢討は、根本的には物價體系の檢討を要するのであるが、これは本稿の目的ではない。本稿の目的は單作農家が他の農業に比して不利な状態にあるかどうかを究めることである。公定物價體系は色々批判の餘地があるにしても、農産物に關する限り、一部の農産物を除けば一應均衡はとれてゐると思われ。然し闇又は自由取引の存在によつて、著しく之が混亂されてゐる。故にこゝでは、先ず農家經濟の現實の状態を見る必要があると思ふのである。

本所員が新潟縣の代表的水田地帯の一部落十數戸について、調査したところによれば、二十一年產米は數量で供出六十%、自由販賣及び物交十二%、價格では供出四十%、自由販賣及び物交三十四%であつた。然るに最近著しく事情が變化したようである。調査地は異なるが、昨年八月農林省官房調査課が實施した山形縣庄内地方四ヶ村の調査によれば、稻作收入中に占める米の自由販賣收入割合は僅かに四乃至八%に過ぎない。然し畑作地帯では、埼玉縣の僅か一ヶ村の例ではあるが、米の自由販賣收入割合四十六%、同麥四十二%を示している。又農林省の農家經濟調査により昭和二十三年三月から二十四年二月迄の一ヶ年間の收入及び支出中に占める供出及び配給の割合を見ると、第十一表の通りである。

單作農家は必需品の購入に於ては他の農家と同様闇又は自由取引に依存するが、收入に於ては供出に依存する程度が甚だ強

い。普通供出價格だけを考へるならば、單作農家にとつて不利であることは、最近の物價傾向から見て當然である。水田農業は畑

第 11 表 収入及び支出の割合 (%)
(昭和 23. 3—24. 2)

	農業收入 中の割合	農業支出 中の割合	家計配給 中の割合	支出高 配給割合
米	57	19	19	19
1 町 未 滿	61	19	19	19
1—15町	63	17	18	18
15—20ヶ	78	27	21	21
20—30ヶ	76	28	20	20
3 町 以 上	69	22	19	19
平 均	55	24	17	17
米 麥 二 毛 作	49	29	18	18
米 普 通 畑 作	35	17	15	15
蔬 菜 作	5	12	11	11
果 樹 作	54	28	17	17
養 蠶				

備考 (1) 農家經濟調査月報による。物支出
(3) 支出中には物交を含む。

作の如く作物を自由に變更し得ない。自由販賣の餘地の有無は、全く供出量にかゝる。畑作は供出其他の條件を考慮し、最も有利な作物を作付し、又は代替供出物の選擇を行うことが比較的自由である。こゝに、單作農業の技術的特徴がある。故に單作農家にとつては、自由販賣價格と超過及び早期供出價格との差額が重要な意味を持つ。前記調査課の山形縣庄内地方の調査によれば、供米代金中に占むる超過供出代金の割合は十二%乃至三十二%、早場米獎勵金は六%乃至九・六%を示してゐる。斯る事情の下に

第 12 表 農業所得と家計費との比較 (昭和23. 3—24. 2)

	農業所得	家計費	差 引	備 考 (農業以外の所得)
米	88,796	97,124	△ 8,328	27,189
1 町 未 滿	119,489	109,524	9,963	21,559
1—1.5 町	157,339	141,590	15,749	17,006
1.5—2.0 町	182,601	161,730	20,871	17,883
2.0—3.0 町	162,645	174,807	△ 12,162	21,935
3 町 以 上	151,649	139,948	11,701	19,509
平 均	120,106	127,995	△ 7,889	20,053
米 麥 二 毛 作	137,776	136,194	1,582	16,039
普 通 畑 作	117,272	135,550	△ 18,278	15,040
蔬 菜 作	331,000	214,841	116,159	7,003
果 樹 作	96,927	123,161	△ 26,234	21,810
養 蠶				

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

(備考)

(一) 前掲農家經濟調査月報により作成。

(二) 調査農家戸數 500 戸、種類及び所在地次の通り。

(イ) 米一毛作。經營耕地面積に對する田の割合 60% 以上で田の 80% 以上が一毛作のもの 142 戸。主として東北及北陸地方

(ロ) 米麥二毛作。經營耕地面積に對する田の割合 60% 以上で田の 80% 以上が二毛作のもの 232 戸。主として東海以西

(ハ) 普通畑作。經營耕地面積の 60% 以上が普通畑作のもの 51 戸。東北、關東、東海、四國、九州に散在

(ニ) 菜蔬作。經營耕地の 30% 以上に蔬菜作を行い、農業現金収入の 50% 以上が蔬菜収入のもの 30 戸。主として關東、東海、四國、九州に散在

(ホ) 果樹作。經營耕地の 20% 以上を果樹作するもの 20 戸。主として青森、山形、群馬、大阪、愛媛、長崎

(ヘ) 養蠶。經營耕地の 20% 以上を桑園とし養蠶を含むもの 25 戸。主として山形、長野、埼玉

(三) 調査農家の耕地面積及び家族員數次の如し。

(イ) 米 一 毛 作

1 町 未 滿	人 7.7 (3.7)	人 8.000	1—1.5 町	人 6.5 (3.7)	人 12 225
1.5—2.0 町	人 7.7 (4.1)	人 17.401	2.0—3.0 町	人 8.6 (4.2)	人 24.626
3.0 以 上	人 9.1 (5.4)	人 37.710	平 均	人 7.9 (4.2)	人 19.719

(ロ) 米 麥 二 毛 作 人 7.8 (4.1) 人 14 516

(ハ) 普 通 畑 作 人 7.8 (3.9) 人 17.820

(ニ) 蔬 菜 作 人 7.3 (3.9) 人 15 329

(ホ) 果 樹 作 人 7.0 (3.7) 人 16 010

(ヘ) 養 蠶 人 7.9 (4.0) 人 12 225

() 内は農業従業者

(四) 所得は單に收入及び支出の差額で、動植物の増價、固定資本の減價償却を考慮したものではないから嚴密な意味のものではない。

於ける單作其の他の農家經濟狀態はとうであるか。前記農林省の農家經濟調査によると第二二表の通りである。この調査は決算未完了であるため資産の増減關係が不明で正確なものではないか、大體の傾向は之を示していると思う。

第十二表の農業所得と家計費の差引過不足は、家計費中に農業に従事する者の家計費を含み、直ちに農業經營の採算關係を示すものではないが、農業以外の所得も前表の通りで著しく傾向を亂す程のものでないから、大體の傾向は之を示していると思う。然し之を以て米一毛作農家が他に比し、直ちに有利であるとは云えない。稲作期間は殆んど一ヶ年に及び、其の間のインフレの進行により、資本を投下した時期と收穫物を販賣する時期とは著しく物價が異なり、生産期間が長ければ長いだけ收支差引餘剩又は不足は大となる傾向があるからである。このことは果樹に就て最も長くあてはまる。然しこの點を考慮しても、他に比し不利であるとは云えないと思う。然らば、前に見た單作地帯の耕地の移動は何に原因するのであるか。之を知るために米一毛作農家の耕地面積の廣狭による生産力を比較して見ると、第二三表の通りである。

耕作面積の増大に伴い、反當所得が減じ、逆に一人當り所得が増加する。結局に於て一家の餘剩は、前に見た如く、耕地の擴大に伴い増加し、或限度に達して減少する。前掲諸表の數字其のものに就いては尙檢討を要する點が多くある。例えば、三町以上の反當所得が急に減少した理由の如きである。然し、前掲調査課の調査に於ても同様のことが見られるのであつて、之を一つの傾向と

水稻單作地帯の問題に關する若干の考察

見て良いと思う。この調査によれば、三町以上の如きは早期供出獎勵金及び超過供出價格がなかつたとしても尙七千圓以上、現實には十二萬圓の餘剩であつた。斯る傾向の生ずる理由に就ては尙研究を要する所であるか、要するに耕地狭少な農家にあつては、耗地面積に比し家族數の多過ぎることである。即ち生産費か

第 13 表 反當及從業者一人當農業所得

經營規模	田	畑	耕地一 反當	從業一人 所得	農業一人 當所得
1.0 町未満	反 5 706 (2 418)	反 2 224 (1.003)	円 11,097	円 23,999	
1.0—1.5 町	9 113 (3 706)	2.910 (0 916)	9,867	32,394	
1.5—2.0 町	14 115 (6.610)	3 216 (0 908)	9,042	39,347	
2.0—3.0 町	21 429 (8 910)	3.126 (0 603)	7,396	43,476	
3.0 以上	32 524 (9.916)	5 116 (0 610)	4,311	30,119	
平均	16 419 (6 706)	3 300 (0.806)	7,675	36,107	

(備考) 前掲農家經濟調査による。() 内は小作地内書

高いと云うよりも家族が半失業狀態にあつて徒食しているためである。之が小農家の耕地擴張欲求の原因である。或限度を超ゆる大農の不利な原因に就ては尙檢討を要する困難な問題であるが、耕作放棄の項で見た如く租税及び勞働力雇傭の困難が主な原因である。即ち反當所得が耕地面積の擴大に伴い減少する場合、平均的反當所得で所得が査定され而も累進税を賦課される

とすれば明らかに不利である。勞働力雇傭の困難に就ては、一毛作地帯の農民の構成から特に考えられる。即ち一毛作地帯に於て二毛作地帯と同様の收益を擧ぐるには耕地面積の擴大を要する。このことは單作なるが故に一時に多量の勞働を要することとなる。斯くして一般に一毛作地帯は一方に勞働力を雇傭する農家と、他方に勞働力を提供する農家の二群に分れる傾向があつた。然るに終戦後の統制の弛緩は、小農に闇商人としての就業の機會を與えた。他方食糧事情の惡化は勞賃として米を要求した。斯くて大農は勞働力雇傭が困難となつたのである。更に、必需品の闇價格の騰貴も大經營維持を困難にしたであらう。斯くて自家勞働の最大能力發揮可能な限度まで耕作を放棄することとなる。

田の耕作放棄が畑に比して多く、それが供出又は租税の過重を原因とするものであつたとしても、單作農業が他の農業に比して特に不利であるからではなくて、農業一般に共通する諸條件に基づく合理化が水田地帯の農村の農家構成の特殊性によつて、特に水田地帯に著しく行われていると見るべきものである。

要するに農家經濟の現状を見るも、特に單作農家に不利であるとは云い得ない。但し之は早場米獎勵金及び超過供出制度の存在を前提としてのことである。現實に不利なではなくて、販賣に於ては強力な統制を受け購入に於いては、多分に自由取引に依存せざるを得ない状態に置かれる限り、政府の政策次第で不利を蒙り易い状態にあると云うことである。之は農家にとつては、一つの不満であるに相違ない。畑と異なり、一毛作田の作付轉換の困難はこの不満を決定的なものとするであらう。

(註1) 昭和十七年を一〇〇とする二十二年十二月の農産物價格の指數は、梗三、八六四、大麥三、九七二、稈及小麥三、六八二、大豆三、六〇三、甘藷三、六九二で一部落が著しく騰貴し、又果實は統制解除となつた。全農「農村闇價格調査」による。

(註2) 農林大臣官房調査課、調査資料第七〇號

(註3) 右同、第五八號

(註4) 東大農學部農政研究室「庄内田所の農業、農村及生活」積雪地方農村經濟調査所「庄内地方米作農村調査」

五、結 論

終戦直後の統制の弛緩は、米の自由販賣を可能にした。之が食糧事情の惡化とインフレの進行と相俟つて、米作農家に大なる利益を與えた。然るに二十二年産米以來統制が強化され、租税が増加したことによつてこの利益を失うに至つた。然るに一部農産物及び必需品の統制は餘り變化を受けていない。物によつては却つて統制が緩和されたと見えたり。米價は著しく騰貴したとしても、其の物價體系中に占むる基準的地位と自由取引の存在とから、常に他物價の後を追う結果となつてゐる。單作農家はインフレの進行によつて資金難に陥り易い性格を持つてゐる。斯る場合農家は供出制度及び租税に其の原因を求めることは當然である。水田地帯は一般に耕地整理が行われ、収量査定が比較的容易であること、作付轉換が比較的困難であること等の單作農業の技術的缺陷及び収量又は所得査定の技術的缺陷等は、之を確信せしめる原因

となつたに相違ない。斯くして單作地帯に於ては、多數の意見として輿論を形成する。之が單作地帯問題の真相であらう。従つて其の内容は甚だ複雑であるが、根本原因は統制經濟の中に自由經濟を認めること、特に闇取引を放任することの矛盾にある。而してこの矛盾は、早期及び超過の兩特別價格によつて救われているのである。單作農家がこの制度より、受ける恩恵は實に大きい。だから之によつて、單作農家全體が完全に救われるわけではない。利益を受ける者は比較的大規模農家である。特に超過供出制度に於いてそうである。然し單作問題の原因が、前述の如くである限り、この制度で小規模農家を救済することは無理である。小規模農家の經濟的困窮が過剩人口にある限り、耕地面積の擴大以外に其の救済方法はない。

單作地帯の問題の性格は以上の通りである。最近輸入食糧の増加によつて著しく食糧事情が改善され近く早期、超過兩供出制度の恩典もなくなる可能性が強い。その場合單作農家が打撃を受けることは確かである。然しその場合は、闇取引の範圍も縮小されるたうから、他の農家も亦打撃を受けるであらうことは農家經濟調査か之を示している。(研究員)